

広島県

漁番	港号	漁港名	読み	種別	所在地 (市町村名)	漁港 管理者	漁業 協同組合	分区	海岸 保全 区域	港則 法 適用	ビジ ター 受入	指 定 年 月 日	区域変更 年 月 日	離島 ・ 半島	有人国境 離島	備 考
3710010	上ノ浜	かみノハマ	1	廿日市市	廿日市市	大野町	大野町保野町 大野町保野町 大野町保野町		○		○	S27.6.23	H17.10.26			
3710020	梅原	うめハラ	1	廿日市市	廿日市市	大野町保野町			○		○	S27.10.21	H17.10.26			
3710030	丸石	マルイシ	1	廿日市市	廿日市市	大野町保野町			○		○	S27.10.21	H17.10.26			
3710035	五日市	イツカイチ	1	広島市	広島県	広島市		○	◎	○	S27.6.23	H9.12.18				
3710040	世上	せじょう	1	江田島市	江田島市	江田島		○		○	S27.6.23			半島		
3710050	大屋	おおや	1	呉市	呉市	吉浦		○		○	S27.6.23	H6.10.13				
3710060	情島	なさけシマ	1	呉市(情島)	呉市	阿賀					S33.6.5			離島		
3710070	田原	たハラ	1	呉市	呉市	田原				○	S27.6.23	H17.3.18		半島		
3710080	長谷	ながたに	1	呉市	呉市	倉橋島		○		○	S29.10.30	H17.3.18		半島		
3710090	大地蔵	おおいぞう	1	呉市	呉市	下蒲刈町		○		○	S27.6.23	H16.3.29				
3710100	原	ハラ	1	呉市	呉市	蒲刈町		○		○	S37.10.2	H17.3.18				
3710105	竹原	たけハラ	1	竹原市	竹原市	芸南		○	◎	○	S26.8.21	H29.3.30				
3710120	大芝北	おおいしほきた	1	東広島市	東広島市	安芸津		○		○	S29.10.30	H17.1.28				
3710130	大芝南	おおいしほみなみ	1	東広島市	東広島市	早田原		○		○	S29.10.30	H17.1.28				
3710140	能地	のち	1	三原市	三原市	三原市		○		○	S26.8.21	S49.4.30				
3710150	須波	すなみ	1	三原市	三原市	三原市				○	S29.10.30					
3710160	西浦	にしうら	1	尾道市	尾道市	因島市		○		○	S27.10.21	H17.12.20				
3710170	鏡浦	かがみうら	1	尾道市	尾道市	因島市		○		○	S29.10.30	H17.12.20				
3710180	大町	おおまち	1	尾道市	尾道市	尾道東部				○	S29.10.30					
3710190	干汐	ひしお	1	尾道市	尾道市	向島町		○		○	S27.10.21					
3710200	立花	たちばな	1	尾道市	尾道市	向島町		○		○	S29.10.30					
3710210	串浜	くしハマ	1	尾道市	尾道市	浦島		○	◎	○	S27.10.21					
3710220	海老	えび	1	尾道市	尾道市	浦島		○		○	S27.10.21	S49.4.30				
3710230	泊	とまり	1	尾道市(百島)	尾道市	浦島		○		○	S27.10.21	S49.4.30		離島		
3710250	福山	ふくヤマ	1	福山市	福山市	田尻あんずの里		○	◎	○	S27.6.23	H29.11.6				
3720010	阿多田	あただ	2	大竹市 (阿多田島・猪子島)	大竹市	阿多田島		○		○	S26.8.21	S57.9.22		離島		
3720020	玖波	くは	2	大竹市	大竹市	くば		○		○	S27.12.29	S49.4.30				
3720030	塩屋	しおヤ	2	廿日市市	広島県	大野町	大野町地御前	○		○	S27.6.23	H17.10.27				
3720040	地御前	じごぜん	2	廿日市市	広島県	地御前			○		○	S27.10.21	S49.4.30			
3720060	美能	みのう	2	江田島市	江田島市	美能		2	○	○	S37.3.30	H16.11.1		半島		
3720070	畑	はた	2	江田島市	江田島市	沖		2	○	○	S27.10.21	H16.11.1		半島		
3720080	深江	ふかエ	2	江田島市	江田島市	深江		○		○	S27.6.23	H16.11.1		半島		
3720090	柿浦	かきうら	2	江田島市	江田島市	大柿町		○		○	S26.8.21	H16.11.1		半島		
3720100	音戸	おん	2	呉市	広島県	音戸		2	○	○	S26.8.21	H17.3.17		半島		
3720110	倉橋	くらハシ	2	呉市	広島県	倉橋島	倉橋西部	○		○	S28.6.27	H17.3.17		半島		
3720120	安浦	やすうら	2	呉市	広島県	安浦			○		○	S27.6.23	H17.3.17			
3720140	沖浦	おきうら	2	豊田郡大崎上島町 (大崎上島)	広島県	大崎上島		○		○	S26.8.21	H16.4.1		離島		
3720150	豊島	とよシマ	2	呉市(大崎下島・豊島・斎島・尾久比島)	広島県	呉豊島		○		○	S27.7.29	H17.3.17				
3720160	吉和	よしか	2	尾道市	広島県	吉和		○	◎	○	S26.8.21	S49.4.30				
3720170	平	ひら	2	福山市	広島県	鞆の浦		○	◎	○	S27.7.29	S49.4.30				
3720180	走	はしり	2	福山市(走島)	広島県	走島		3	○	○	S26.8.21	H6.8.16		離島		
3720190	横田	よこタ	2	福山市	広島県	横島		○		○	S26.8.21	H16.4.1				
3720200	箱崎	はこさき	2	福山市	広島県	田島		2	○	○	S27.6.23	H16.4.1				
3730010	草津	くさつ	3	広島市	広島県	井口島		○	◎	○	S27.12.29	H18.3.20				

(注)

1. 海岸保全区域欄については、「○」は海岸保全区域指定済漁港、「◎」は海岸保全区域指定済漁港中、海岸法第5条第4項の漁港区域に接する海岸保全区域指定済漁港を表す。
2. 港則法適用欄については、「○」が港則法適用漁港、「◎」は関税法上の開港を表す。
3. 指定年月日の欄は、一番最初に指定された告示年月日を記載し、名称・種別・区域変更年月日については、現在の漁港の区域となった告示年月日を記載すること。
4. ビジター(一時利用をいう。)受入欄については、ビジター艇の受入を行っている漁港を「○」で表す。
5. 離島・半島欄の「離島」は離島振興法(昭和28年法律第72号)に基づく離島振興対策実施地域、「半島」は半島振興法(昭和60年法律第63号)に基づく半島振興対策実施地域、「奄美」は奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)に基づく奄美群島に所在する漁港を表す。
6. 有人国境離島欄の「国境離島」又は「特定国境離島」は、有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法(平成28年法律第33号)に基づく有人国境離島地域又は特定有人国境離島地域を構成する離島に存在する漁港を表す。